○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第二項並びに第六条第二項及び第八項並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第九条の規定に基づき、並びに同法第五条第二項を実施するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一（別紙を除く。）中「㊞」及び備考8を削り、備考9を備考8とする。

様式第二及び様式第三中「㊞」及び備考6を削る。

様式第四中「㊞」及び備考5を削る。

様式第五中「㊞」及び備考4を削る。

様式第六中「㊞」及び備考6を削る。

附　則

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省、厚生労働省、経済産業省令第四号

農林水産省、

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の六の規定に基づき、小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令（平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏　名　㊞」を「氏　名」に改める。

附　則

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第一号

農林水産省、

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定に基づき、並びに工場立地法第十二条及び第十三条第三項を実施するため、工場立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

工場立地法施行規則の一部を改正する省令

工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第四までの様式中「届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）㊞」を「届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）」に改める。

附　則

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第二号

農林水産省、

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉